名　称　波妻ノ鼻灯台
位　置
　所在地　愛媛県松山市（波妻ノ鼻）
　北緯　三三―五九―五八
　東経　一三二―四六―〇一
変更した事項
　光度　九、一〇〇カンデラ
　光達距離　一四・〇海里
変更年月日　平成二十二年三月一日

名　称　琉球中ノ瀬灯標
位　置
　所在地　水納島灯台（沖縄県国頭郡本部町）の北方約三・六キロメートル
　北緯　二六―四〇―四一
　東経　一二七―四九―一八
変更した事項
　光度　実効光度七八カンデラ
　光達距離　五・〇海里
　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル　平均水面上から灯火まで四・九メートル
変更年月日　平成二十二年三月一日

○海上保安庁告示第百十三号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年五月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　大湊港灯浮標
位　置
　所在地　青森県大湊港（芦崎の北北西方約七五メートル）
　北緯　四一―一五―四七
　東経　一四一―〇九―二一
廃止年月日　平成二十二年三月二日

○海上保安庁告示第百十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年五月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（P五十一灯）
位　置
　所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（C三灯）の南東方約一・五キロメートル
　北緯　三四―二四―五七
　東経　一三五―一七―三二
変更した事項
　高さ　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十二年三月二日

名　称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（C三灯）の南東方約一・五キロメートル
位　置
　所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（P五十三灯）
　北緯　三四―二四―五六
　東経　一三五―一七―三三
変更した事項
　高さ　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十二年三月二日

名　称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（P五十四灯）
位　置
　所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（C二灯）の南東方約一・八キロメートル
　北緯　三四―二四―五六
　東経　一三五―一七―三四
変更した事項
　高さ　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十二年三月二日

名　称　六口島灯標
位　置
　所在地　六口島（岡山県倉敷市）北西端の北方約六〇メートル
　北緯　三四―二五―五四
　東経　一三三―四五―三八
変更した事項
　光度　実効光度七八カンデラ
　光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十二年三月二日

名　称　京ノ上臈島灯台
位　置
　所在地　香川県香川郡直島町（京ノ上臈島）
　北緯　三四―二九―二一
　東経　一三三―五九―〇二
変更した事項
　光度　実効光度七八カンデラ
　光達距離　五・〇海里
　高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十二年三月二日

名　称　峰ケ埼灯台
位　置
　所在地　鹿児島県南さつま市（峰ケ埼）
　北緯　三一―一六―二一
　東経　一三〇―一二―五九
変更した事項
　光度　四、三〇〇カンデラ
　光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十二年三月二日

○海上保安庁告示第百十五号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年五月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　阪南港水質定点自動観測灯標
位　置
　所在地　大阪府阪南港第三区（阪南港北防波堤灯台の南西方約二・〇キロメートル）
　北緯　三四―二七―三八
　東経　一三五―一九―三五
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付
灯質　群閃黄光　毎二〇秒に五閃光
光達距離　実効光度五四カンデラ　四・五海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・九メートル　平均水面上から灯火まで七・八メートル
点灯年月日　平成二十二年三月三日
記事　一　附属施設　レーダー反射器
　二　近畿地方整備局神戸港湾事務所管理

○海上保安庁告示第百十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年五月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　鵜殿港南防波堤灯台
位　置
　所在地　三重県南牟婁郡紀宝町（鵜殿港南防波堤外端）
　北緯　三三―四四―〇八
　東経　一三六―〇一―二二
変更した事項
　塗色及び構造　白色　塔形
　灯質　単閃緑光　毎五秒に一閃光
　光度　実効光度四九カンデラ
　光達距離　四・〇海里
　高さ　地上から構造物の頂部まで四・〇メートル　平均水面上から灯火まで八・四メートル
変更年月日　平成二十二年三月三日

名　称　上灘港西防波堤灯台
位　置
　所在地　愛媛県伊予市（上灘港西防波堤外端）
　北緯　三三―四一―二五
　東経　一三二―三八―一〇
変更した事項
　光度　八九〇カンデラ
　光達距離　九・〇海里
変更年月日　平成二十二年三月三日

名　称　上灘港西防波堤北方照射灯
位　置
　所在地　愛媛県伊予市（上灘港西防波堤灯台）
　北緯　三三―四一―二五
　東経　一三二―三八―一〇
変更した事項
　光度　五〇、〇〇〇カンデラ
変更年月日　平成二十二年三月三日